

けん引・大型特殊免許の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の 20%(上限 10 万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆ 教育訓練給付制度の支給対象になるもの ◆

入学金、適性検査、技能教習(延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 334,300 円 (20%相当は 66,860 円)

◆ 教習料金の価格 ◆

- ・ 技能教習…1 時限あたり 9,900 円
- ・ 技能検定…1 回あたり 8,800 円

取得免許	A						小計	B		合計
	入学金	学科教習	適性検査	救護器具	証明書	写真代		技能教習	検定料	
大型特殊	77,000		2,200		2,750	880	82,830	62,700	8,800	154,330
けん引	77,000		2,200		2,750	880	82,830	125,400	8,800	217,030
割引金額 (当社規定)	10,000		2,200				12,200			12,200
教習料金 (総額)	144,000		2,200		5,500	1,760	153,460	188,100	17,600	359,160

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前(技能教習開始まで 1 時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1 回あたり 9,900 円)がかかります。